令和７年１１月１日から適合証明業務における手数料規程について、下記のとおり改正を行います。年度途中での改正となりますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

改正内容

１．手数料規程「別表１」　新築住宅（一戸建て住宅）

新たに「令和７年３月までに着工された建築物」の表を追加しました。

２．手数料規程「別表１」　フラット３５Ｓ加算手数料表

「ZEH」について、新たに「BELS 評価証を取得されない審査」における項目を追加しました。

３．手数料規程「別表１」　優良な賃貸住宅基準の場合の加算手数料表

「BELS 評価書をセンターで取得」の文言について、「センターで取得」の文言を削除し、他機関で評価書を取得された場合であっても手数料の加算を行わないこととしました。

以上